

第99回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時 受付開始 午前9時

開催場所

東京都港区赤坂一丁目11番30号
赤坂一丁目センタービル
13階 本社会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収への対応方針）更新の件

目 次

| | |
|---------------------|----|
| 第99回定時株主総会招集ご通知 | 4 |
| 株主総会参考書類 | 9 |
| 事業報告 | 41 |
| 連結計算書類 | 56 |
| 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 | 58 |
| 監査等委員会の監査報告 | 61 |

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社第99回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

令和6年能登半島地震において被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

第99期事業年度は、世界経済が米国中心に底堅く推移するなか、当社グループを取り巻く事業環境は、造船業界において国内造船所が高水準の手持工事量を維持する一方で、半導体市場は軟調に推移いたしました。そうしたなかで船用機器の需要回復を取り込むなど、グループをあげて売上高の確保と収益力の強化に努めることで3期振りの営業黒字となり、親会社株主に帰属する当期純利益についても4期振りに黒字転換いたしました。

中国経済の成長鈍化や地政学的緊張の高まりなど、今後の世界経済は不安定な展開が予想されるなか、国内造船業界では建造量が回復に向かう一方で、半導体関連は在庫調整の継続が予想されるなど、当社グループを巡る事業環境につきましても引き続き不透明な局面が続くものと思われまます。

上記事業環境のもと、新年度については、昨年策定した中期経営計画「シン・ニッチツ2025」に基づき、「生産設備への集中・積極投資による競争力強化」「人財への投資加速」「新ビジネス領域への挑戦」という基本経営戦略を着実に実行することで、持続的な成長の実現に向けて、収益力の強化と安定した経営基盤の確立に努めてまいります。

当期の年間配当につきましては、当年度の業績及び当社を取り巻く経営環境等を勘案のうえ、1株につき30円とさせていただきます。期末配当金を1株当たり15円でお諮りいたしました。今後も配当による株主還元を基本とし、配当水準の安定的向上を図っていく所存であります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



2024年6月

取締役社長

松原 祐生

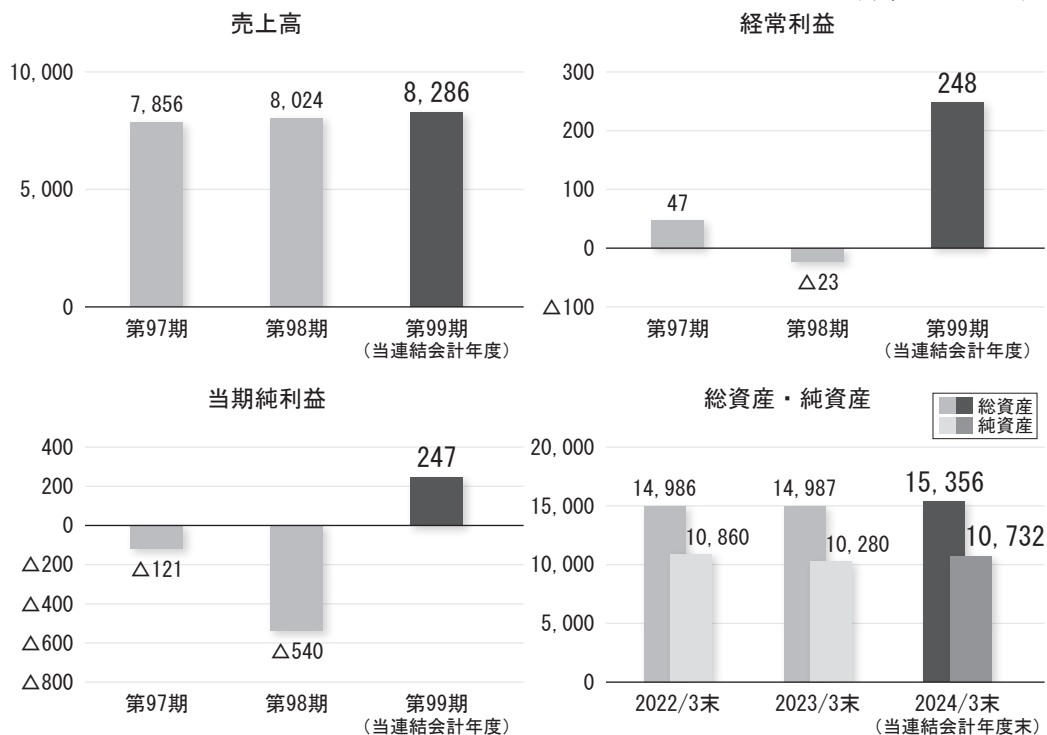
株主の皆様にお伝えしたいこと

ニッチツ企業理念

ニッチツグループは、その経営の原点を、株主はじめ、取引先各位、地域社会との「パートナーシップ」に置き、たゆみ無い向上心の発揮を通じて、高度な産業生産財を提供し、もって、社会の発展に貢献することを究極の理念とします。

■業績ハイライト（ご参考）

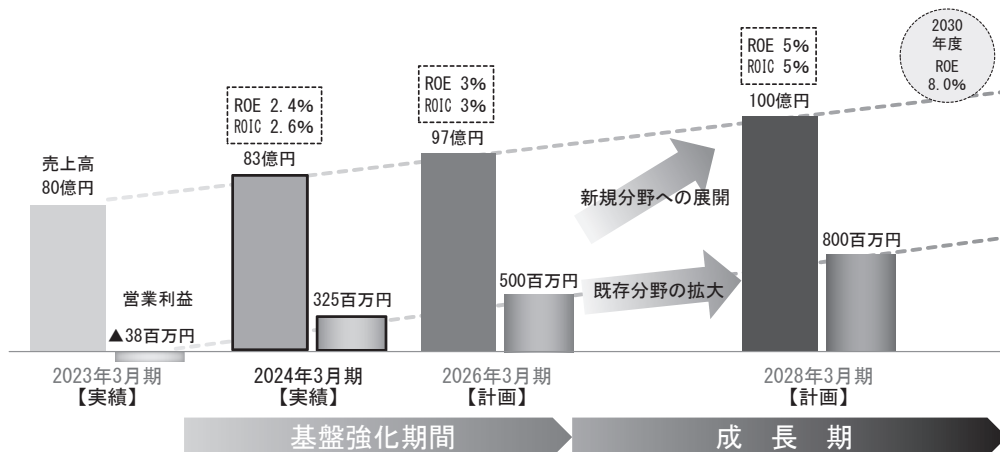
（単位：百万円）



中期経営計画「シン・ニッチツ2025」進捗状況

中期経営計画方針

ニッチツ企業理念の実現を目指して、積極投資によるレジリエンス向上（現場力強化）と新たなビジネス領域への挑戦（成長事業へのリソース投入）により、将来に向けて経営基盤を再構築し、取引先・地域への貢献および企業価値向上を着実に図っていきます。



戦略Ⅰ

生産設備への集中的な積極投資による競争力向上

- ・ 松浦工場（機械関連） 60トンジブクレーン更新、プラズマ切断機更新
鋼材の自動加工ライン新設に向けた準備外
- ・ 鹿町工場・江迎工場（資源関連） 環境対策設備（排ガス処理設備(スクラバー)）更新
高純度製品対応ジェットミル導入計画外

戦略Ⅱ

人財への投資加速

- ・ 当社紹介ツールの拡充（HPの改修、インスタグラム開設）
- ・ 採用体制の拡充および福利厚生制度の充実（借上げ社宅制度・奨学金返還支援制度導入）
- ・ 持株会奨励金引上げ、従業員持株会向けインセンティブ制度導入

戦略Ⅲ

新たなビジネス領域への挑戦

- ・ 次世代燃料船、洋上風車関連および環境対応型工事へ継続的取組み
- ・ 受託加工業務拡大を目的に設備投資実施

証券コード 7021
2024年6月11日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目11番30号

株式会社 ニッチツ

取締役社長 松 原 祐 生

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第99回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nitchitsu.co.jp/ir/kabunushisoukai/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、以下の各ウェブサイトでもご確認いただけます。

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7021/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ニッチツ」または「コード」に当社証券コード「7021」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申しあげます。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに**議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日)午前10時
 2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目11番30号
赤坂一丁目センタービル13階 本社会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第99期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第99期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応方針(買収への対応方針)更新の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ② 会社の支配に関する基本方針
- ③ 連結株主資本等変動計算書
- ④ 連結注記表
- ⑤ 貸借対照表
- ⑥ 損益計算書
- ⑦ 株主資本等変動計算書
- ⑧ 個別注記表
- ⑨ 計算書類に係る会計監査人の監査報告

(2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。

(3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

以 上

.....
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、4頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトとその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時
(受付開始：午前9時)




書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



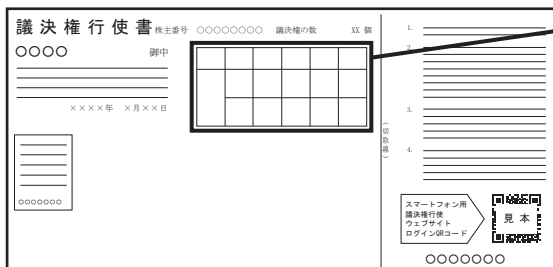
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

XXXXXXXX 年 XX 月 XX 日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

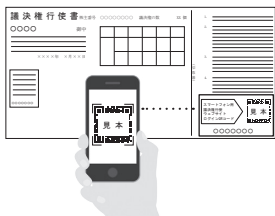
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

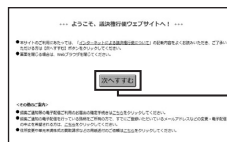
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

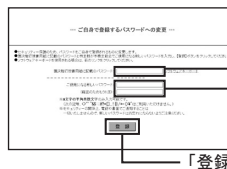
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業体質の強化を図りつつ、業績に裏付けられた配当を安定的に継続することを基本方針といたしております。

当期の期末配当につきましては、当期の連結業績及び当社を取り巻く経営環境並びに今後の各事業分野における競争力強化等のための設備投資の必要性等をも勘案の上、次のとおり、1株につき15円（年間配当金は中間配当金15円と合わせ1株につき30円）とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円

総額31,942,470円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきまして、当社の監査等委員会は、各候補者はその資質・実績面から勘案して当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | ふ 氏 り が 名 | 現在の当社における 地位及び担当 | 取締役会出席回数 |
|-----------|-------------------------------|-------------------------------------|----------|
| ① | 再任 まつばら ゆうせい 松原 祐生 | 代表取締役社長 | 14回／14回 |
| ② | 再任 くさなぎ ぼう 艸薙 望 | 代表取締役専務取締役 管理本部長兼経営管理部長 | 14回／14回 |
| ③ | 再任 つつみ せいじ 堤 清治 | 常務取締役 ハイシリカ事業本部長 | 14回／14回 |
| ④ | 再任 つちや ひろかず 土屋 裕一 | 取締役 管理本部長兼総務部長 | 14回／14回 |
| ⑤ | 再任 いしがら まさひろ 石黒 正浩 | 取締役 機械本部長 | 9回／9回 |
| ⑥ | 再任 おやまだ ゆきてる 小山田 行輝 | 取締役 環境・安全、技術担当 兼管理本部休廃止鉱山管理室長 | 9回／9回 |

(注) 1. 各候補者の当社における地位及び担当は本総会時のものであります。

2. 石黒正浩氏及び小山田行輝氏の取締役会出席回数は、2023年6月29日の取締役就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所有する当 社の株式数 |
|---|--|--|----------------|
| ① | <p>【再任】 <small>まつばら ゆうせい</small> 松原 祐生 (1960年10月10日生)</p> | <p>1984年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほフィナンシャルグループ) 入行 2009年4月 (株)みずほコーポレート銀行金融法人第一部長 2012年4月 (株)みずほ銀行執行役員金融・公共法人業務部長兼証券部長 (株)みずほコーポレート銀行執行役員金融・公共法人業務部長 2014年4月 (株)みずほ銀行常務執行役員営業担当役員 2016年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ常務執行役員 2017年6月 (株)ヤナセ取締役専務執行役員 2021年6月 当社代表取締役副社長管理本部長 2022年6月 当社代表取締役社長(現任)</p> | 3,300株 |
| <p>(取締役候補者とした理由) 松原祐生氏は、2022年に当社代表取締役社長に就任以来、豊富な経験と見識を活かし、経営者として強いリーダーシップを発揮し、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に取り組んでおり、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。</p> | | | |
| ② | <p>【再任】 <small>くさなぎ ぼう</small> 艸薙 望 (1965年12月7日生)</p> | <p>1988年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほフィナンシャルグループ) 入行 2013年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ戦略投資部長 2017年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ執行役員アセットマネジメント業務部長 2019年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ執行役員アセットマネジメントカンパニー副カンパニー長 2020年4月 アセットマネジメントOne(株)取締役常務執行役員 2022年6月 当社代表取締役専務取締役管理本部長兼経営管理部長(現任)</p> | 2,100株 |
| <p>(取締役候補者とした理由) 艸薙望氏は、2022年に当社代表取締役専務取締役就任以来、豊富な経験と知識を活かし経営の一翼を担い、当社の発展を見据えた中期経営計画の策定・推進や中・長期にわたる設備等の改修更新プロジェクト等に取り組んでおり、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|--|---|------------|
| ③ | 【再任】 <small>つみ せいじ</small> 堤 清治 (1959年9月17日生) | 1984年4月 山一証券㈱入社 1998年4月 ㈱親和銀行（現㈱十八親和銀行） 入行 2012年7月 当社ハイシリカ事業本部管理部長 2014年6月 当社ハイシリカ事業本部長代行兼管理部長 2014年10月 当社ハイシリカ事業本部長代行兼管理部長兼製造部長 2017年4月 当社ハイシリカ事業本部長兼管理部長 2018年6月 当社取締役ハイシリカ事業本部長兼管理部長 2019年4月 当社取締役ハイシリカ事業本部長 2023年6月 当社常務取締役ハイシリカ事業本部長（現任） | 2,700株 |
| | (取締役候補者とした理由) 堤清治氏は、ハイシリカ事業本部の管理、製造の責任者として多くの知見を蓄積した後、同事業本部長、取締役として、さらに2023年6月からは常務取締役ハイシリカ事業本部長として職務を遂行しており、当社の企業価値向上にさらに寄与できると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。 | | |
| ④ | 【再任】 <small>つちや ひろかず</small> 土屋 裕一 (1957年12月24日生) | 1983年4月 ㈱青木建設入社 2004年3月 ㈱シーザーパークホテルアンドリゾートアジア入社 2007年9月 当社管理本部総務部課長 2008年4月 当社管理本部総務部次長 2016年4月 当社管理本部総務部副部長 2017年4月 当社管理本部総務部長 2020年6月 当社取締役管理本部総務部長（現任） | 1,900株 |
| | (取締役候補者とした理由) 土屋裕一氏は、管理本部総務部において多岐にわたる管理業務について多くの知見を蓄積した後、同本部総務部長、さらに2020年6月からは取締役 同本部総務部長として職務を遂行しており、当社の企業価値向上にさらに寄与できると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|--|--|------------|
| ⑤ | 【再任】 <small>いしぐろ まさひろ</small> 石黒 正浩 (1960年6月20日生) | 1985年4月 三菱重工業㈱ 入社 2009年10月 同社長崎造船所造船管理部次長 2018年1月 三菱造船(株)造船技術・人材開発センター 主席部員 2018年11月 当社機械本部本部長補佐兼船用製造二部 部長 2019年4月 当社機械本部本部長補佐兼船用製造二部 部長 2019年6月 当社機械本部副本部長兼船用製造二部長 2020年4月 当社執行役員機械本部副本部長兼船用製 造二部長 2021年4月 当社執行役員機械本部副本部長(船用部 門統括)兼船用製造二部長 2023年4月 当社執行役員機械本部長 2023年6月 当社取締役機械本部長(現任) | 700株 |
| | (取締役候補者とした理由) 石黒正浩氏は、機械本部における船用製造の責任者として多くの知見を蓄積した後、執行役員機械本部長、さらに2023年6月からは取締役機械本部長として職務を遂行しており、当社の企業価値向上にさらに寄与することができると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。 | | |
| ⑥ | 【再任】 <small>おやまだ ゆきてる</small> 小山田 行輝 (1962年8月2日生) | 1986年4月 当社入社 2010年12月 当社資源開発本部秩父事業所長代行兼環 境保安課長兼品質管理室長 2011年4月 当社資源開発本部秩父事業所長兼品質管 理室長 2018年2月 当社資源開発本部長兼品質管理室長兼粉 体技術研究所長 2018年4月 当社資源開発本部長兼粉体技術研究所長 2023年4月 当社管理本部付部長 2023年6月 当社取締役環境・安全、技術担当 2024年6月 当社取締役環境・安全、技術担当兼管理 本部休廃止鉱山管理室長(現任) | 400株 |
| | (取締役候補者とした理由) 小山田行輝氏は、資源開発本部の責任者として、事業運営のみならず環境・安全、技術全般に関する広汎な知見を蓄積した後、取締役 環境・安全、技術担当として、加えて本年6月からは取締役 環境・安全、技術担当兼管理本部休廃止鉱山管理室長として当社の企業価値向上に取り組んでおり、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。 | | |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しており、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されることとなります。本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が取締役就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|--|--|------------|
| ① | 【再任】 <small>やまぐち まさお</small> 山口 正雄 (1958年5月21日生) | 1981年4月 当社入社 1995年4月 当社機械本部管理部課長 1998年4月 当社機械本部管理部管理課長兼経理課長 1999年4月 当社管理本部経理部課長兼関連事業本部付課長 2005年4月 当社管理本部財務経理部次長 2006年6月 当社管理本部財務経理部長 2020年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任） | 3,000株 |
| | (監査等委員である取締役候補者とした理由) 山口正雄氏は、1981年に当社に入社以来、財務・経理部門で多くの知見・経験を蓄積した後、2006年からは管理本部財務経理部長として豊富な経験と知識を活かして職務を遂行してまいりました。その経験をもとに、取締役会の監督機能の強化が期待できると判断しましたので、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。 | | |
| ② | 【再任】 <small>なりた むつお</small> 成田 睦夫 (1956年5月12日生) | 1981年4月 旭化成工業㈱入社 2006年12月 旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所合成ゴム製造部長 2011年4月 同社執行役員水島製造所長 2013年4月 同社取締役兼常務執行役員 2016年4月 旭化成㈱上席執行役員 2017年4月 同社常務執行役員兼製造技術統括部部長 2018年4月 同社常務執行役員兼製造統括本部長 2019年6月 当社社外取締役（現任） 2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） | 700株 |
| | (監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 成田睦夫氏は、事業会社における業務執行や製造責任者としての豊富な知識と見識を有しており、引き続きこれらを活かして、特に効率的かつ安定した操業と労働安全衛生の確保や生産拠点におけるリスク管理について専門的な観点から有益な助言・提言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。 | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所有する当 社の株式数 |
|---|---|--|----------------|
| ③ | 【再任】 <small>はしづめ</small> 橋爪 宗一郎 <small>そういちろう</small> (1959年2月23日生) | 1981年4月 旭化成工業㈱入社 2004年5月 旭化成㈱MMAプロジェクト推進部長 2008年7月 PTT Asahi Chemical Company Limited副 社長 2009年10月 同社社長 2013年4月 旭化成㈱人財・労務部長 2016年4月 同社上席執行役員（人事担当） 2017年6月 同社取締役 2019年4月 同社取締役常務執行役員（人事担当） 2022年4月 同社顧問（現任） 2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） | 200株 |
| (監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 橋爪宗一郎氏は、事業会社における業務執行や人財育成及び人事労務施策の立案・推進等の豊富な知識と見識を有しており、引き続きこれらを活かして特に当社の将来の発展を見据えた人財の確保と育成について専門的な観点から有益な助言・提言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。 | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 成田睦夫、橋爪宗一郎の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 成田睦夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって5年になります。
4. 橋爪宗一郎氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年になります。
5. 当社は、成田睦夫、橋爪宗一郎の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。
6. 当社は、山口正雄、成田睦夫、橋爪宗一郎の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
7. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しており、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されることとなります。本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役候補者のスキル・マトリックス

| 氏 名 | 企 業 経 営 | 財 務 ・ 会 計 ・ フ ァ イ ナ ン ス | 法 務 ・ コ ン プ ラ イ ア ン ス ・ リ ス ク 管 理 | 人 事 労 務 ・ 人 財 開 発 | 製 造 ・ 技 術 | 営 業 ・ 業 界 知 見 |
|-----------|---------|-------------------------|-----------------------------------|-------------------|-----------|---------------|
| 松 原 祐 生 | ● | ● | ● | ● | | ● |
| 艸 薙 望 | ● | ● | ● | | | |
| 堤 清 治 | | | | | ● | ● |
| 土 屋 裕 一 | | | ● | ● | | |
| 石 黒 正 浩 | | | | | ● | ● |
| 小 山 田 行 輝 | | | ● | | ● | |
| 山 口 正 雄 | | ● | ● | | | |
| 成 田 睦 夫 | ● | | ● | | ● | |
| 橋 爪 宗 一 郎 | ● | | ● | ● | | |

(注) 上記一覧表は、各候補者に特に期待する専門性・知見であり、候補者の有する全ての専門性・知見を表すものではありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所有する当 社の株式数 |
|---|---|----------------|
| 渡部 英人 <small>わたべ ひでと</small> (1969年8月23日生) | 1998年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 2000年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 弁護士法人星川法律事務所入所 現在に至る | -株 |
| <p>(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>渡部英人氏を社外取締役の候補者とした理由は、弁護士として企業法務分野の豊富な経験と専門的知識を有しており、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。</p> <p>なお、同氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として適切に職務を遂行していただけるものと判断しております。</p> | | |

- (注) 1. 当社は、渡部英人氏が所属している弁護士法人星川法律事務所との間に顧問契約を締結しております。
2. 渡部英人氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 渡部英人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が原案どおり選任され、監査等委員である社外取締役に就任された場合には、独立役員として指定する予定であります。
4. 渡部英人氏が原案どおり選任され、監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険契約)を保険会社との間で締結しており、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されることとなります。本議案が原案どおり承認可決され、渡部英人氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収への対応方針）更新の件

1. 提案の理由

当社は、2021年10月20日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することを決議し、同年12月23日開催の臨時株主総会における株主の皆様のご承認を得てこれを更新（以下「現プラン」といいます。）しておりますが、現プランは本総会終結の時をもってその有効期間が満了となります。

当社は現プランの有効期間の満了に先立ち、2024年5月24日開催の取締役会において、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として更新すること（本更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決定いたしました。本プランを決定した取締役会には、社外取締役2名を含む取締役全員が出席し、全員一致で承認可決されております。

本プランへの更新に際しては、下記の「Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み（企業価値向上への取組み）」等の内容について改定を行っておりますが、本プランの基本的内容は現プランと同一です。

つきましては、下記のとおり本プランへの更新について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

2. 提案の内容

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、特定の者による当社株式の大量取得行為の提案を受け入れるか否かは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると認識しております。

しかし、機械関連事業、資源関連事業、不動産関連事業及び素材関連事業の多角化を通じて、当社グループ（当社及びその子会社をいい、以下「当社グループ」といいます。）の収益力向上と安定を図るといふ当社の経営にあたっては、豊富な経験と見識、顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が必要不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にお

いて、これらに対する理解がない場合には、当社グループの企業価値又は株主共同の利益の確保・向上が妨げられる可能性があります。

当社は、当社株式の大量取得行為が行われる場合、買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量取得行為が当社の企業価値又は株主の皆様のご共同利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難であると考えます。また、大量取得行為の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保持することができない可能性がある等、当社グループの企業価値の源泉が長期的にみて毀損されるおそれがあるもの、当社グループの企業価値又は株主の皆様のご共同利益が損なわれるおそれのあるものも考えられます。

上記の観点から、当社取締役会は、大量取得者に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な情報を提供するよう求めたうえ、大量取得者の提案が当社グループの企業価値又は株主の皆様のご共同利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討できるようにするとともに、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような者による大量取得行為に対して必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することが、株主の皆様から負託された者の責務であると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み（企業価値向上への取組み）

当社は1950年8月、石炭・金属兼業の鉱業会社としてスタートを切り、事業構造の変化を受けて、商号を当初の「日室鉱業株式会社」から「日室工業株式会社」、そして「株式会社ニッチツ」へと変更してまいりました。このうち「日室鉱業」の時代は、産業界が必要としていた石炭を産出するなどして、日本経済の復興に貢献してまいりました。その後、「日室工業」時代には鉱山機械で培った技術を土台に、機械・造船関連への傾斜を強め、さらに商号を「ニッチツ」に変更して以降は、過去の蓄積を活かしながら事業を再構築することで、機械関連事業、資源関連事業、不動産関連事業、素材関連事業で構成されるユニークな企業に成長するとともに、以下に示す企業価値の源泉を通じて、いつの時代も企業理念に掲げる「高度な産業生産財を提供し、もって、社会の発展に貢献すること」を実現してまいりました。

以下、事業毎にその特徴を述べてまいります。

1. 機械関連事業

1973年、長崎県に所在する松浦工場が操業を開始して以降、機械関連事業は今日まで徹底的な能率向上、技術とノウハウの蓄積、お客様との信頼関係を支えに、造船不況等の荒波を乗り越えるなどの歴史と経験を積み重ねてまいりました。

主力製品であるバラ積船用のハッチカバーの製造を松浦工場で最初に手掛けた1979年以来、造船大手との強固な取引関係を構築し継続的な受注を獲得するとともに、1990年から専用ラインを設置し、併せてNCプラズマ切断機の導入等により徹底した合理化、効率化を実現し、価格・品質の両面で競争力の強化を図ってまいりました。現在では、ハッチカバーの製造において国内トップクラスのシェアを誇っております。

また、当社はバラ積船用の船殻ブロックの製造を安定的な収益源と位置付け、2001年には松浦工場にブロック専用の建屋を設けるなど、事業の拡大・育成に努めてまいりました。その結果、近隣造船大手との緊密な関係を構築し、専用建屋の完成後は居住区ブロックだけでなく、船首部分やエンジンルームのブロックの製造にも裾野を拡大し、安定的な受注を獲得しています。

機械設備については、中長期の改修更新の見通しに基づき、老朽化した機械設備については効率化の観点から計画的な更新を進め、製品のコスト競争力の維持・強化を継続的に図っています。

海外企業からの技術導入により開始した船用・陸用の空気予熱機は、自社ブランド品として成長を遂げ、世界中で高い評価を得ています。

また、近時は環境保全への意識の高まりなど、事業を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、洋上風力発電等の新分野への取組みを積極的に進め、特定の顧客の受注動向に左右され難い事業体質の確立に取り組んでおります。

2. 資源関連事業

「ハイシリカ」（精製珪石粉等）事業においては、お客様の求める品質が、非常に厳格な成分組成、粒度条件を満たす、より高純度な製品へと移っております。当社の「ハイシリカ」は、積極的な技術開発による高度な粉碎・分級・化学処理技術、加えて現地調達先での原石から工場での最終製品に至るまでの厳格な品質管理により生み出される高純度製品であり、日々高度化するお客様のニーズにお応えしております。さらに、こうした技術力をベースに、光学関連、クリスタルガラス関連からスタートし、半導体関連、石英るつぼ関連、CCDカバーガラス関連、液晶ガラス関連等、積極的に用途開拓を進めております。

「ハイシリカ」の原料である原石（珪石、水晶等）の調達は、海外での実地調

査から始まる厳しい品質チェックを経ており、製品の品質維持に繋がっております。また、その調達先も韓国からインド、中国、スリランカ等に拡大しており、現在も常に世界中で原石の新たな調達先の探索を進め、長期にわたる安定的な原石の確保に努めております。

「ハイシリカ」事業のお客様はエレクトロニクス関連業界等、市況の変動が大きく、かつ、恒常的な技術革新に伴うスペックの変更等の激しい分野の企業であり、業界全体の需要動向を見極めつつ、お客様毎に異なるニーズをくみ上げることが必要不可欠です。当社は、お客様との長年の取引により構築した強固なパートナーシップにより需要の動向を的確に見極め、設備投資時期の判断等に活かしております。

3. 不動産関連事業

賃貸ビルについては、駅に至近という好立地が奏功して高稼働率を継続しており、安定した収益基盤となっております。

4. 素材関連事業

販売代理店を務めるライナテックス（高純度天然ゴム）及び耐熱塗料において、全国的に販売網を確立しています。

なお、当社は2023年5月、新生ニッチツへと生まれ変わるべく、中期経営計画「シン・ニッチツ2025」を策定いたしました。

「シン・ニッチツ2025」の概要は以下のとおりであり、全社一丸となって企業価値向上に着実に取り組んでまいります。

中期経営計画「シン・ニッチツ2025」について

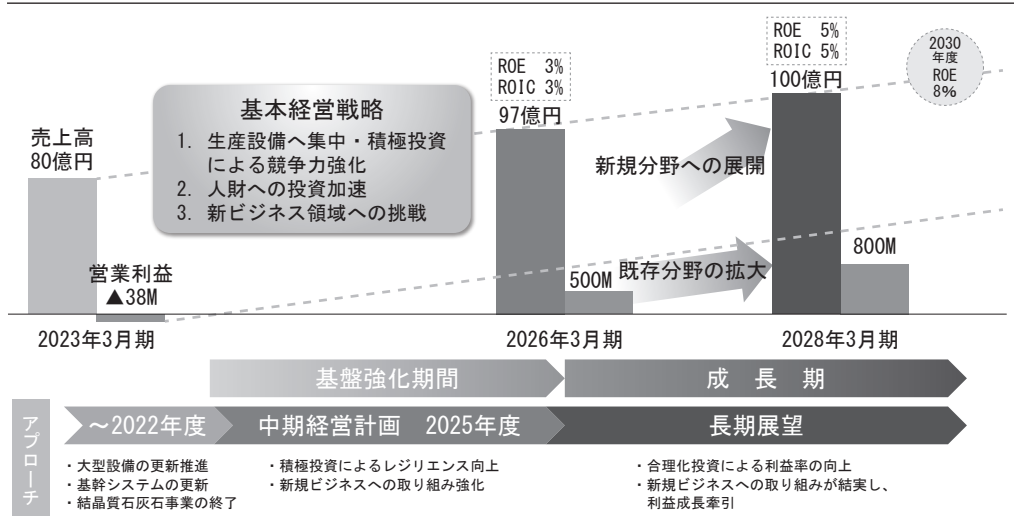
【中期経営計画方針】

ニッチツ企業理念の実現を目指して、積極投資によるレジリエンス向上（現場力強化）と新たなビジネス領域への挑戦（成長事業へのリソース投入）により、将来に向けて経営基盤を再構築し、取引先・地域への貢献および企業価値向上を着実に図ってまいります。

【中期経営計画の位置付け】

- 中期経営計画（2023年度～2025年度）は、2027年度ROE 5%、2030年度ROE 8%を目指すための基盤強化期間と位置付け
- 中期経営計画の目標策定にあたり、市場に対してわかりやすい形で示すこと及び自社の資本コストを意識した計画とすることを目的に、投下資本の収益性指標であるROE及びROICを活用

ニッチツの将来への姿



【人財戦略】

- 人財確保への対応強化
 - ・若手（新卒）中堅クラスの採用拡大
 - －独身寮、借り上げ社宅制度の整備
 - －採用体制の拡充（HPの改訂）
 - ・再雇用制度の充実
 - ・外国人従業員の採用拡大
- 人財定着への対応
 - ・各種資格取得支援の拡充
 - ・社員の業績向上に対するインセンティブとなる制度の導入検討

Ⅲ. 本プランの目的及び内容

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記Ⅰ.に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の

企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するとともに、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案する、あるいは株主の皆様にかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買取者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量取得行為を行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役及び社外の有識者等から構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①、②若しくは③に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案（注1）を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i) 当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者（注9）若しくは特別関係者（以下本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注10）を樹立するあらゆる行為（注11）であって、(ii) 当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

買付等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下にかかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手續を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。なお、当社は、必要に応じて、買付者等に対し買付説明書その他の情報の提供に期限を設定することがあります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本プランへの更新後の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員候補者の略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注12）とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、並びに当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注13）
 - ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
 - ③ 買付等の価格及びその算定根拠
 - ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
 - ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
 - ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
 - ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
 - ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
 - ⑩ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求
独立委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（追加的に提出を求めた情報も含みます。以下同じとします。）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。
 - ② 独立委員会による検討等
独立委員会は、買付者等からの買付説明書その他の情報等の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から90日間が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「独立委員会検討期間」といいます。）

す。) 、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由（同(2)に記載される準発動事由も含み、以下「本発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合等には、引き続き買付者等より情報提供を受ける必要や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策（注14）（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称します。）を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当て等を実施するにあたり、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株

予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、本発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について本発動事由に該当するとの判断に至らなかった場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が本発動事由に該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、次の(g)に基づき株主意思確認総会が開催される場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。また、当該株主意思確認総会が開催されない場合には、独立委員会からの上記(e)に従った勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i) 上記(e)に従い、独立委員会が、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ii) 当社取締役会が、買付等に対して本新株予約権の無償割当て等を実施すべきと考える場合であって、取締役の善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当て等の要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買ひ占め、その株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配

当をさせるか、一時的 high 配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、又は買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先、地域社会その他のステークホルダーとの関係を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合（本プランにおいて「準発動事由」といいます。）には、本プランの発動として法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。
- (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。
- (f) 本新株予約権の行使期間
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。
- (g) 本新株予約権の行使条件
（Ⅰ）特定大量保有者（注15）、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者（注16）、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、若しくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）乃至（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、（Ⅵ）上記（Ⅰ）乃至（Ⅴ）に該当する者の関連者（注17）（以下、（Ⅰ）乃至（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。
また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言

を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。
また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- ③ 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約（注18）が付されたものを対価として交付することができます。また、当該新株予約権には、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合があります。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。
- ④ その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(1) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当該時点において、現に買付等を行っている者又は買付等を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている買付等への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、当社の取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(5) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2024年5月24日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項乃至用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項乃至用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(6) その他の事項

本プランの内容のうち、本議案に定めのない事項又は本議案に抵触しない事項については、当社取締役会において定めることができるものとします。

(注1) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

(注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注10) 「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否か

の判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券に関する実質的な利害関係等の形成や、当該株券等取得者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとしします。

- (注11) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとしします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- (注12) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注13) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- (注14) 具体的には、株主総会において買付者等に対し買付等の中止を求める決議を行うことなどが考えられます。
- (注15) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとしします。本議案において同じとしします。
- (注16) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとしします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとしします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとしします。本議案において同じとしします。

- (注17) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認められた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注18) 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する当該新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとし、）として当社取締役会が認めた割合が、20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、当該20%を下回る割合の範囲内に限り行使することができることなどが定められることが予定されています。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、又は(ii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合は、当該株主総会決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取りうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称する。）の実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ④ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑥ 買付者等との協議・交渉

- ⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提出する代替案の検討
 - ⑧ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑨ 本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主総会招集の要否の判断
 - ⑩ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑪ 本プラン以外の対応方針の導入の是非の判断
 - ⑫ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑬ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ること等ができる。
 - ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員候補者の略歴

| 氏名 | 略歴 |
|---|--|
| はしづめ そういちろう 橋爪 宗一郎 (1959年2月23日生) | 1981年4月 旭化成工業㈱入社 2004年5月 旭化成(株)MMAプロジェクト推進部長 2008年7月 PTT Asahi Chemical Company Limited副社長 2009年10月 同社社長 2013年4月 旭化成(株)人財・労務部長 2016年4月 同社上席執行役員(人事担当) 2017年6月 同社取締役 2019年4月 同社取締役常務執行役員(人事担当) 2022年4月 同社顧問(現任) 2022年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) |
| なりた むつお 成田 睦夫 (1956年5月12日生) | 1981年4月 旭化成工業㈱入社 2006年12月 旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所合成ゴム製造部長 2011年4月 同社執行役員水島製造所長 2013年4月 同社取締役兼常務執行役員 2016年4月 旭化成(株)上席執行役員 2017年4月 同社常務執行役員兼製造技術統括部部長 2018年4月 同社常務執行役員兼製造統括本部長 2019年6月 当社社外取締役(現任) 2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) |
| たぐち かずゆき 田口 和幸 (1966年3月11日生) | 1989年4月 司法研修所(43期) 1991年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 阿部・井窪・片山法律事務所入所 1998年1月 同事務所パートナー(現在に至る) 2005年6月 ビ・ライフ投資法人監督役員 2005年6月 株式会社エフティコミュニケーションズ監査役 2006年6月 株式会社アールテック・ウエノ監査役 |

- (注) 1. 橋爪宗一郎、成田睦夫の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。当社は、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、第3号議案が原案通り承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。
2. 各氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、中東・ウクライナ情勢が長期化するなかで、米国を中心に堅調に推移しインフレも鈍化に向かいつつある一方で、期待された中国経済の回復には力強さが見られない状況にあります。日本経済は物価高により個人消費が低調に推移するなど緩やかな回復にとどまっています。

当社グループを取り巻く事業環境については、造船業界では、コンテナ船等の市況低迷、資材価格の上昇により新造船受注が昨年に続きやや停滞しましたが、人手不足等により建造量が低水準に留まっていることもあり、国内造船所の手持工事量は高水準で推移しています。重電・製鉄業界では、生産設備の統廃合が進展すると同時に設備投資の抑制傾向が続いています。一方、半導体業界では、パソコン等最終消費財向けの需要は底を打ったものの回復スピードは鈍く、産業機器や通信基地等インフラ向け半導体も需要は軟調に推移しました。オフィス賃貸については、都内における平均空室率は低下基調にあり、下落傾向が続いた賃料は足許上昇に転じました。

このような状況のなか、当社グループは、機械関連事業において国内造船所からの需要回復に伴い船用機器部門の操業が回復基調に転じました。工事量増加に対応して生産体制の再構築、業務効率化を進めるとともに、引き続きスポット工事の積極的な取り込みに努めました。産業機器部門は製鉄関連、重電関連等に需要が見られました。資源関連事業のハイシリカ（精製珪石粉等）部門においては、軟調な半導体封止材向け需要を半導体関連向けガラス等の需要取り込みによりカバーすべく努めました。このように全事業部門を通じて、売上高の確保とコスト削減、業務の効率化等による収益力の強化に努めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は8,286百万円（前連結会計年度比3.3%増）、営業利益は325百万円（前連結会計年度は38百万円の営業損失）、経常利益は248百万円（前連結会計年度は23百万円の経常損失）となりました。台風被害に係る受取保険金101百万円及び持分法適用関連会社の持分譲渡費用等に係る債務免除益26百万円を特別利益に、機械関連事業のクレーン更新等に係る固定資産処分損146百万円を特別損失に計上したこと等から、親会社株主に帰属する当期純利益は247百万円（前連結会計年度は540百万円の当期純損失）となりました。

事業別の状況

次の表のとおりであります。

事業別の売上高・受注高

| | 単位 | 機械 関連事業 | 資源 関連事業 | 不動産 関連事業 | 素材 関連事業 | 売上高 計 | 受注高 |
|-------------------|-----|------------|------------|-------------|------------|----------|-------|
| 前連結会計年度 (第98期) | 百万円 | 4,743 | 2,399 | 136 | 745 | 8,024 | 5,216 |
| 当連結会計年度 (第99期) | 百万円 | 5,275 | 2,198 | 139 | 673 | 8,286 | 7,624 |
| 前連結会計年度 比増減率 | % | 11.2 | △8.4 | 2.2 | △9.6 | 3.3 | 46.2 |

(注) 受注高は、機械関連事業及び素材関連事業の受注高を記載しております。

① 機械関連事業

船用機器部門については、船殻ブロックがスポット工事の積極的な取り込みにより建造隻数の減少をカバーすることで引き続き堅調に推移するとともに、ハッチカバーについても受注、売上とも大幅に回復し操業度も改善しました。産業機器部門は、風力発電関連の剥落もあり売上がやや低調に推移しましたが、製鉄関連、重電関連の受注は順調に回復しつつあります。また、工事部門も大型工事を受注する等回復基調にあります。なお、松浦工場における60 tジブクレーンの更新等に伴い減価償却費等が増加しました。

この結果、機械関連事業全体では、売上高は5,275百万円（前連結会計年度比11.2%増）、営業利益は130百万円（前連結会計年度は252百万円の営業損失）となりました。

② 資源関連事業

半導体封止材などの原料であるハイシリカ（精製珪石粉等）部門は、半導体関連が市況低迷に伴う需要減少により大きく減収となりました。一方、光学関連は半導体関連向けガラスの需要が堅調に推移し、特殊ガラス等の減少をカバーしました。また、高単価製品用原石の調達難、品質のばらつき発生への対応により原料費が上昇しました。

この結果、2022年9月末での結晶質石灰石部門の事業終了の影響も含め、資源関連事業全体では、売上高は2,198百万円（前連結会計年度比8.4%減）、営業利益は137百万円（同1.3%増）となりました。

③ 不動産関連事業

賃貸ビルの稼働状況が順調に推移する一方でメンテナンス費用が発生したことにより、売上高が139百万円（前連結会計年度比2.2%増）、営業利益は32百万円（同19.2%減）となりました。

④ 素材関連事業

耐熱塗料部門は主力の設備用の好調に加え、工業用・輸出用にも回復が見られました。ライナテックス（高純度天然ゴム）関連部門は、前年度のスポット要因の剥落で苦戦しました。

この結果、素材関連事業全体では、売上高は673百万円（前連結会計年度比9.6%減）、営業利益は20百万円（同38.6%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は930百万円（完成ベース）（前連結会計年度比204.1%増）であります。その主なものは、機械関連事業の60 tジブクレーン更新をはじめとする生産体制の整備拡充及び資源関連事業のハイシリカ部門における受託加工業務拡大を目的とした設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の運転資金として、金融機関より100百万円の長期借入を行いました。なお、当連結会計年度中に返済した長期借入金は、36百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第96期 2020年度 | 第97期 2021年度 | 第98期 2022年度 | 第99期 2023年度 |
|--|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 受 注 高(百万円) | 5,389 | 5,595 | 5,216 | 7,624 |
| 売 上 高(百万円) | 8,473 | 7,856 | 8,024 | 8,286 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円) 又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△) | △82 | △121 | △540 | 247 |
| 1株当たり当期純利益 又は1株当たり(円) 当期純損失(△) | △39.85 | △58.65 | △259.79 | 121.11 |
| 総 資 産(百万円) | 15,298 | 14,986 | 14,987 | 15,356 |
| 純 資 産(百万円) | 10,940 | 10,860 | 10,280 | 10,732 |

(5) 対処すべき課題

世界経済は、欧米において景気がソフトランディングに向かいつつも、中国経済の成長率鈍化、地政学的緊張の高まり、根強いインフレ圧力等により不安定な展開が予想されます。日本経済も賃上げに伴う個人消費の回復が期待されるものの、金利為替動向等先行き不透明な状況にあります。国内造船所は手持工事量が積み上がっているものの、人手不足等から建造量の回復には制約が見込まれます。半導体関連需要は底打ちを見せつつも、全体的な在庫調整局面は継続するものと予想されます。

当社グループは、上記事業環境のもと、中期経営計画「シン・ニッチツ2025」に基づき次の課題に取り組み、持続的な成長の実現に向けて、収益力の強化と安定した経営基盤の確立を図ってまいります。

- ① 機械関連事業については、引き続き全部門において工事採算の改善及び生産性向上に注力します。船用機器部門については、工事量の増加及び人員不足に対応し、鋼材の自動加工ラインの新設等生産体制の整備を進めます。産業機器部門では、回復を見せつつある製鉄関連等の工事獲得に努めるとともに、再生可能エネルギー、環境対策関連等の新規分野での受注獲得を積極的に進めます。
- ② 資源関連事業（ハイシリカ部門）では、半導体関連需要の動向に留意しつつ、今後見込まれる高付加価値製品の需要増に応えるべく生産設備の増強を図るとともに、汎用品については海外生産委託を進めます。また、調達先の多様化による良質な原石の安定調達及び適正在庫水準の確保に努めます。受託加工業務については旺盛な需要に応え引き続き拡大を図ります。
- ③ 設備の老朽化が進んでいることを踏まえた設備更新を着実に進めるとともに、生産合理化、設備増強等の投資に積極的に取り組みます。
- ④ 当社の将来の発展を見据えて、人財の確保と育成に努めます。

(6) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

| 事業区分 | 主要製品等 |
|---------|---|
| 機械関連事業 | 船用機器の設計・製作、空気予熱機ほかの一般産業機械等の設計・製作、プラント関連機器の製作及び機械装置の据付・施工・監理 |
| 資源関連事業 | ハイシリカの製造・仕入・販売 |
| 不動産関連事業 | オフィスビルの賃貸 |
| 素材関連事業 | 耐熱塗料の製造・販売及びライナテックスの仕入・加工・販売 |

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|-------------|-------|--------|----------------------------------|
| 東京熱化学工業株式会社 | 30百万円 | 100.0% | 耐熱塗料の製造・販売 |
| 三扇機工株式会社 | 20百万円 | 100.0% | ライナテックスの仕入・加工・販売及び製缶、機械の製造・販売 |
| 株式会社ミンクス | 10百万円 | 100.0% | コンピュータによる情報処理、各種コピーサービス、OA機器等の販売 |

③ 企業結合の状況

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社であります。

当連結会計年度の業績につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」(41頁から43頁まで)に記載のとおりであります。

(8) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

| 区分 | 所在地 |
|----|------------------------------|
| 本社 | 東京都港区赤坂一丁目11番30号 |
| 工場 | 長崎県松浦市、長崎県佐世保市江迎町、長崎県佐世保市鹿町町 |

② 子会社

| 会社名 | 区分 | 所在地 |
|-------------|----|--------|
| 東京熱化学工業株式会社 | 本社 | 埼玉県川越市 |
| 三扇機工株式会社 | 本社 | 埼玉県秩父市 |
| 株式会社ミンクス | 本社 | 長崎県松浦市 |

(9) 企業集団及び当社の使用人の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|------|-------------|
| 機械関連事業 | 171名 | 13名減 |
| 資源関連事業 | 51名 | 3名減 |
| 素材関連事業 | 39名 | 1名減 |
| 全社（共通） | 15名 | 7名増 |
| 合計 | 276名 | 10名減 |

- (注) 1. 使用人数は、就業人数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 233名 | 9名減 | 46.0歳 | 15.4年 |

(10) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|-----|
| 株式会社みずほ銀行 | 300 |
| 株式会社りそな銀行 | 220 |
| 株式会社常陽銀行 | 220 |
| 株式会社十八親和銀行 | 150 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 100 |
| 株式会社池田泉州銀行 | 100 |
| 株式会社名古屋銀行 | 100 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 29 |

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 8,520,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,130,000株 |
| (3) 株主数 | 1,466名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--|---------|---------|
| | 株 | % |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託E口） | 157,300 | 7.4 |
| 株式会社みずほ銀行 | 105,700 | 5.0 |
| 扇 栄 会 | 103,300 | 4.9 |
| 旭化成株式会社 | 100,000 | 4.7 |
| 大 田 昭 彦 | 90,000 | 4.2 |
| 三菱重工株式会社 | 82,300 | 3.9 |
| 株式会社常陽銀行 | 80,400 | 3.8 |
| 株式会社十八親和銀行 | 80,300 | 3.8 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （退職給付信託・株式会社池田泉州銀行口） | 74,500 | 3.5 |
| 株式会社証券ジャパン | 60,000 | 2.8 |

(注) 持株比率は自己株式（502株）を控除し、表示単位未満を四捨五入しております。なお、株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））の導入に際して設定した、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式157,300株は、自己株式に含めず計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| 対 象 者 | 株 式 数 | 交 付 対 象 者 数 |
|-----------------------|---------|-------------|
| 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。） | 10,250株 | 2名 |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3（2）②取締役の報酬等」（52頁）に記載しております。なお、上記交付株式のうち1,050株は金銭換価し、換価処分金相当額を対象者に交付していません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|--|---------------------------------|--------------|
| 代表取締役社長 | 松 原 祐 生 | |
| 代表取締役 専務取締役 | 艸 薙 望 | 管理本部長兼経営管理部長 |
| 常務取締役 | 堤 清 治 | ハイシリカ事業本部長 |
| 取締役 | 土 屋 裕 一 | 管理本部総務部長 |
| 取締役 | 石 黒 正 浩 | 機械本部長 |
| 取締役 | 小 山 田 行 輝 | 環境・安全、技術担当 |
| 取 （常勤監査等委員） 取 （監査等委員） 取 （監査等委員） | 山 口 正 雄 成 田 睦 夫 橋 爪 宗 一 郎 | |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）成田睦夫、橋爪宗一郎の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）の山口正雄氏は、長年にわたり当社の財務経理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約により、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、山口正雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、取締役（監査等委員）成田睦夫、橋爪宗一郎の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 当社は、執行役員制度を導入しております。
2024年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 |
|---------|---------|--------------------------------|
| 執 行 役 員 | 山 本 宏 | 管理本部財務経理部長 |
| 執 行 役 員 | 牧 原 一 昭 | 機械本部副本部長 |
| 執 行 役 員 | 岩 崎 清 隆 | 機械本部舶用製造部長 |
| 執 行 役 員 | 江 口 善 隆 | 機械本部施設部長兼営業課長兼工事課長兼安全課長兼東京事務所長 |

8. 当社は、2024年3月4日開催の取締役会において執行役員の異動について決議しました。
2024年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 |
|---------|---------|-----------------|
| 執 行 役 員 | 牧 原 一 昭 | 機械本部副本部長 |
| 執 行 役 員 | 岩 崎 清 隆 | 機械本部舶用製造部長 |
| 執 行 役 員 | 江 口 善 隆 | 機械本部施設部長兼東京事務所長 |
| 執 行 役 員 | 山 本 功 一 | 管理本部財務経理部長 |

(2) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会で審議のうえ、その助言・提言を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、報酬諮問委員会の助言・提言に基づき決定したことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(イ) 基本方針

当社の取締役に対する報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定にあたっては、役位毎の職責に応じた適切な水準を維持することを方針とする。具体的には、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬（連結業績連動報酬、事業本部業績連動報酬）及び株式報酬で構成し、監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬で構成するものとする。

(ロ) 固定報酬の額または算定方法の決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の固定報酬は、役位毎に定めた報酬ランク、在任年数により、業績等も勘案のうえ、報酬諮問委員会の助言・提言を踏まえた個人別の報酬を決定し、月例で支給する。

(ハ) 業績連動報酬等の業績指標の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業績指標の目標に対する達成度合いに応じた報酬とし、監査等委員である取締役を除く取締役に対し、前事業年度の連結経常利益目標、連結当期純利益目標、事業本部営業利益目標の達成度等に応じて算出された額を固定報酬に含めて月例で、または一定の時期に支給する。目標となる業績指標は、報酬諮問委員会の助言・提言に基づき、適宜、見直しを行う。

(二) 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、株式価値との連動性の明確化を図るため、監査等委員である取締役を除く取締役に対し、信託を通じて取得された当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭について、原則として取締役の退任時に、株式報酬として付与する。付与する株式数及び金銭は、報酬諮問委員会の助言・提言に基づき取締役会にて決議した役員株式給付規程に従い、役位、在任期間及び中期経営計画において設定した連結当期純利益目標の達成度に応じて決定する。

(ホ) 金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬の構成は、当社の経営戦略、事業環境、目標達成の難易度、同程度の規模・同業種の企業の報酬水準等を考慮し、役位に応じて、報酬諮問委員会の助言・提言内容を踏まえ、適切に設定する。なお、業績連動報酬の割合については一定の水準に固定することはせず、連結経常利益、連結当期純利益、事業本部営業利益により表象される当社グループの業績の拡大に応じて取締役の個人別の報酬等の額に占める業績連動報酬の割合が高くなるよう設定する。

(ヘ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の報酬の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性、説明責任の強化を図るため、取締役会は、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬諮問委員会の助言・提言を踏まえ、報酬等の内容を決定する。

② 取締役の報酬等

(イ) 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | 対象となる 役員の数 (名) |
|----------------------------------|---------------------|---------------------|----------|---------------|----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 非金銭報酬 | |
| 取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役) | 104,372 (-) | 87,060 (-) | - (-) | 17,312 (-) | 8 (0) |
| 取締役(監査等委員) (うち社外取締役) | 23,760 (12,000) | 23,760 (12,000) | - (-) | - (-) | 3 (2) |
| 合計 (うち社外取締役) | 128,132 (12,000) | 110,820 (12,000) | - (-) | 17,312 (-) | 11 (2) |

- (注) 1. 上記には、2023年6月29日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬は、前事業年度の連結経常利益目標、連結当期純利益目標、事業本部営業利益目標の達成度等に応じて算出された額を固定報酬に含めて月例で、または一定の時期に支給しております。当該指標を選択している理由は、事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため適切と考えられるためであります。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標と実績は次のとおりであります。

| 指標 | 目標(百万円) | 実績(百万円) |
|---------------|---------|---------|
| 2022年度連結経常利益 | 190 | △23 |
| 2022年度連結当期純利益 | 40 | △540 |

4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、当社が抛出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬です。上記非金銭報酬等の額には、当該株式給付信託(BBT (=Board Benefit Trust))に係る役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

5. 当社は、2018年6月28日開催の第93回定時株主総会において、同株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議しております。

当該決議に基づき、2023年6月29日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。

取締役1名 15,400千円

(ロ) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の報酬額は、2023年6月29日開催の第98回定時株主総会において、年額1億8,000万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第93回定時株主総会、2020年6月26日開催の第95回定時株主総会、2021年6月29日開催の第96回定時株主総会及び2023年6月29日開催の第98回定時株主総会の決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬（株式給付信託）として、5事業年度毎に当社が2億円以内、給付される当社株式数の上限として1事業年度当たり32,000ポイント（役員株式給付規程に基づき、役位等により定まる数のポイント及び中期経営計画において設定した業績目標の達成度に応じたポイントを付与し、付与されたポイントは当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算）とする金員を信託に拠出し、当該信託を通じて取締役の退任時に交付等が行われることを決議しております。第98回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査等委員である取締役の報酬額は、2020年6月26日開催の第95回定時株主総会において、年額4,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況及び当該法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当該法人等と当社との関係
該当事項はありません。

③ 主な活動内容

| 区 分 | 氏 名 | 取締役会 出席状況 | 監 査 等 委 員 会 出席状況 | 主 な 活 動 内 容 及 び 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要 |
|---------------------------|-----------|--------------|------------------------|---|
| 社外取締役 (監 査 等 委 員) | 成 田 睦 夫 | 14回/14回 | 12回/12回 | 事業会社における業務執行や製造責任者としての豊富な知識と見識に基づき、特に設備機械の保全・更新や生産拠点における職場環境の整備・改善について、事業継続性の観点等も交え助言、提言等を行うとともに、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督の役割を担っております。 |
| 社外取締役 (監 査 等 委 員) | 橋 爪 宗 一 郎 | 14回/14回 | 11回/12回 | 事業会社における業務執行や人財育成及び人事労務施策の立案・推進等に関する豊富な知識と見識に基づき、特に中期経営計画等の実効的なフォローのあり方や人財の育成・確保に関する方針・施策について、現場ベースでの視座も交え助言、提言等を行うとともに、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員長として当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督の役割を担っております。 |

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| 報酬の内容 | 支払額 |
|---------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 29,000千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 7,724,284 | 流動負債 | 2,972,232 |
| 現金及び預金 | 2,712,696 | 支払手形及び買掛金 | 644,881 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 1,950,624 | 短期借入金 | 1,126,800 |
| 電子記録債権 | 749,202 | 未払費用 | 648,196 |
| 商品及び製品 | 230,642 | 未払法人税等 | 19,417 |
| 仕掛品 | 1,086,140 | 賞与引当金 | 81,963 |
| 原材料及び貯蔵品 | 457,068 | 受注損失引当金 | 59,121 |
| その他 | 538,215 | 環境安全対策引当金 | 1,475 |
| 貸倒引当金 | △ 305 | その他 | 390,377 |
| | | 固定負債 | 1,652,382 |
| 固定資産 | 7,632,506 | 長期借入金 | 92,200 |
| 有形固定資産 | 5,340,142 | 繰延税金負債 | 724,761 |
| 建物及び構築物 | 1,528,699 | 役員退職慰労引当金 | 13,440 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,198,055 | 役員株式給付引当金 | 39,899 |
| 鉱業用地 | 4,884 | 環境安全対策引当金 | 4,372 |
| 一般用地 | 2,297,795 | 退職給付に係る負債 | 622,140 |
| 建設仮勘定 | 251,893 | 資産除去債務 | 44,407 |
| その他 | 58,813 | その他 | 111,161 |
| | | 負債合計 | 4,624,615 |
| 無形固定資産 | 76,356 | (純資産の部) | |
| | | 株主資本 | 9,910,060 |
| 投資その他の資産 | 2,216,008 | 資本金 | 1,100,000 |
| 投資有価証券 | 2,127,953 | 資本剰余金 | 811,257 |
| 繰延税金資産 | 2,614 | 利益剰余金 | 8,275,515 |
| その他 | 87,022 | 自己株式 | △ 276,712 |
| 貸倒引当金 | △ 1,582 | その他の包括利益累計額 | 822,115 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 835,486 |
| 資産合計 | 15,356,791 | 退職給付に係る調整累計額 | △ 13,370 |
| | | 純資産合計 | 10,732,175 |
| | | 負債・純資産合計 | 15,356,791 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-----------|
| 売上高 | 8,286,972 |
| 売上原価 | 7,066,173 |
| 売上総利益 | 1,220,798 |
| 販売費及び一般管理費 | 894,822 |
| 営業利益 | 325,976 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息配当金 | 53,311 |
| その他 | 60,093 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 8,887 |
| その他 | 181,787 |
| 経常利益 | 248,706 |
| 特別利益 | |
| 固定資産売却益 | 31,965 |
| 受取債務免除益 | 101,457 |
| 特別損失 | 26,519 |
| 固定資産処分損 | 146,080 |
| その他 | 5,717 |
| 税金等調整前当期純利益 | 256,851 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 10,479 |
| 法人税等調整額 | △ 1,203 |
| 当期純利益 | 247,574 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 247,574 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年 5月20日

株式会社ニッチツ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田直子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土居一彦 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニッチツの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニッチツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

株式会社ニッチツ 監査等委員会

常勤監査等委員 山口 正 雄 ㊟

監 査 等 委 員 成 田 睦 夫 ㊟

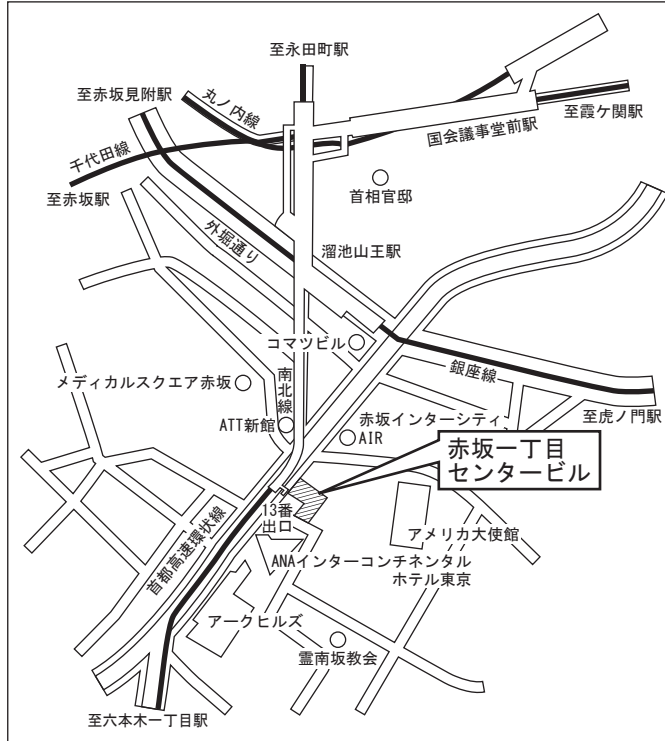
監 査 等 委 員 橋 爪 宗 一 郎 ㊟

(注) 監査等委員 成田睦夫及び監査等委員 橋爪宗一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

(赤坂一丁目センタービル13階 本社会議室)
東京都港区赤坂一丁目11番30号 電話(03)5561-6200 (代表)



交通

- ◆東京メトロ銀座線・南北線
「溜池山王駅」より徒歩約5分
(13番出口)
- ◆東京メトロ千代田線・丸ノ内線
「国会議事堂前駅」より徒歩約8分
(13番出口)

(お願い)

駐車スペースがございませんので、当日のお車でのお越しはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。